

令和 5 年 6 月 議 会

総務財政委員会報告資料

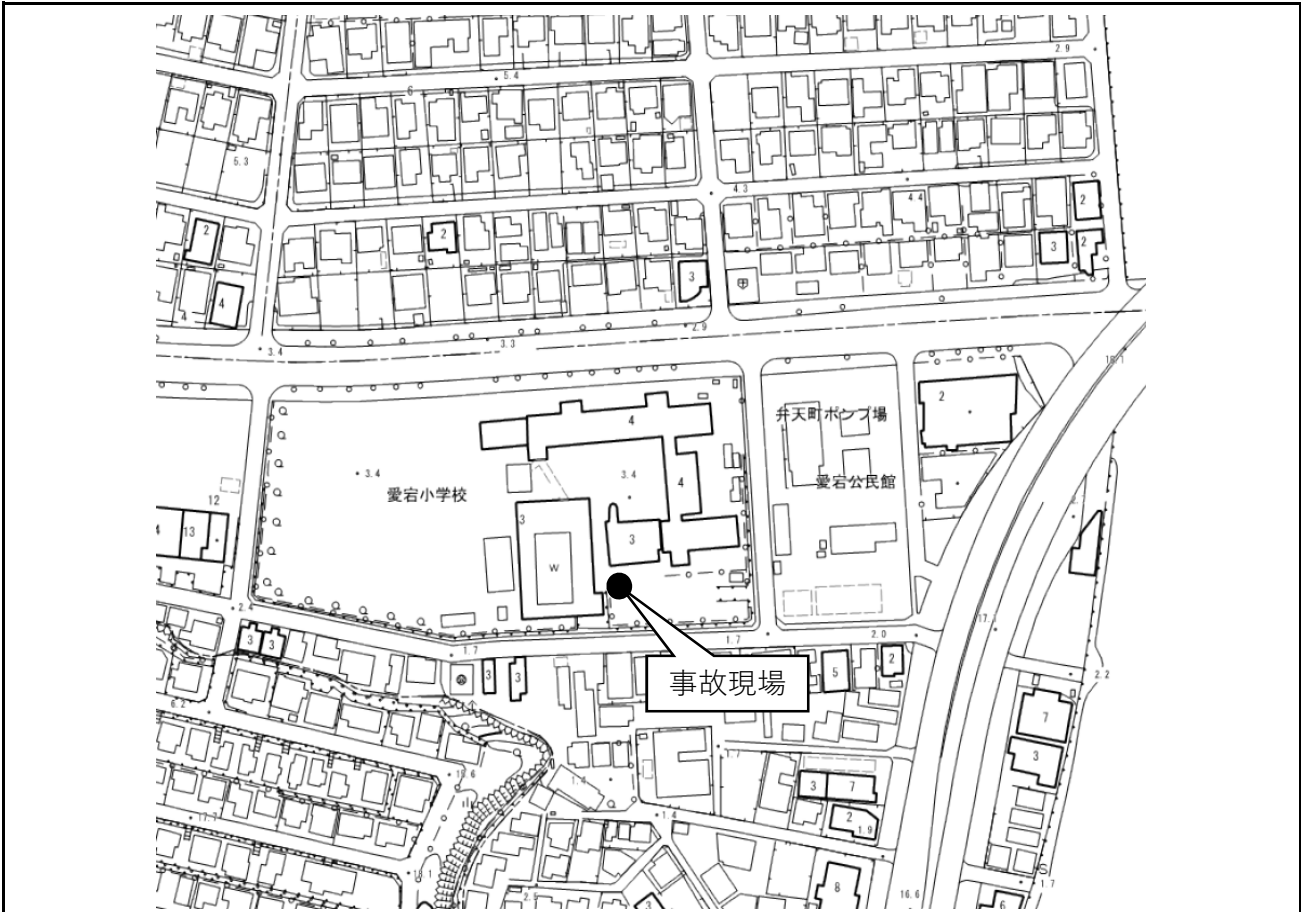
○報告第 13 号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

財 政 局

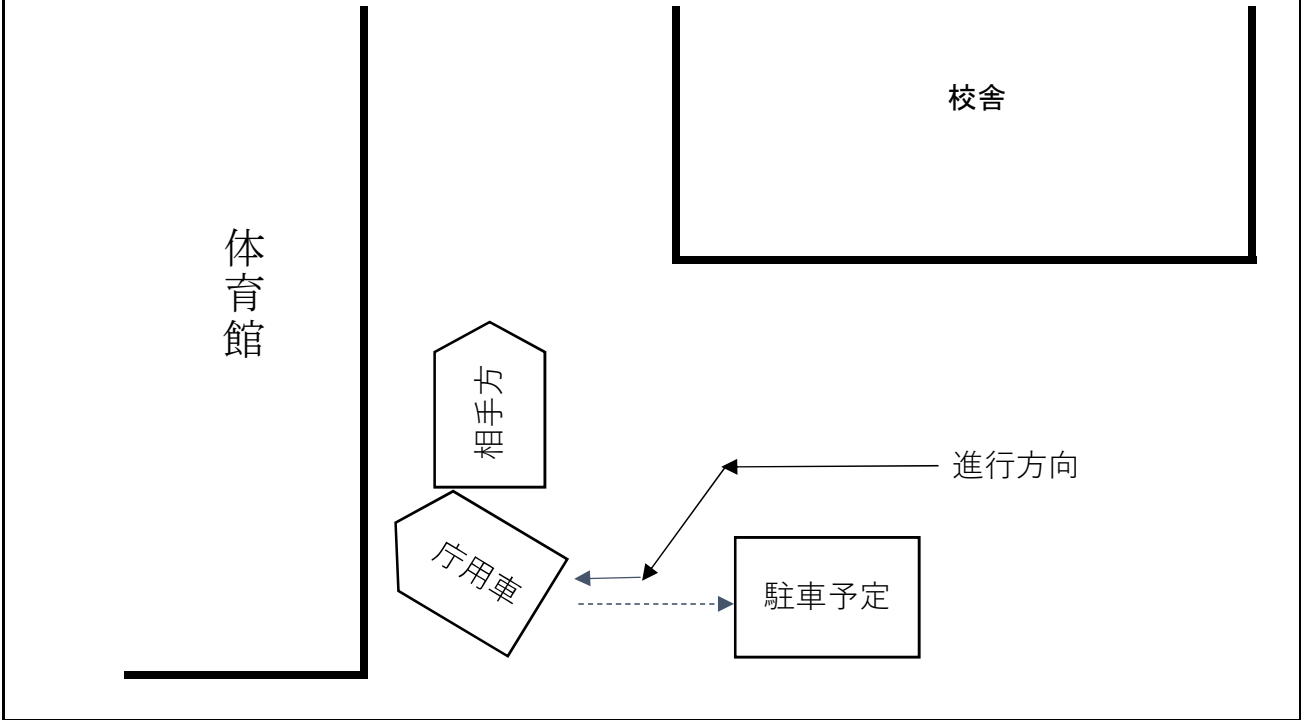
市長の専決処分事項に関する条例の規定により、交通事故による損害賠償額を決定することについて、令和5年5月11日に次のように専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの。

事故発生日時		令和4年10月26日(水) 9時45分頃 天候：晴れ		
事故発生場所		福岡市西区愛宕四丁目15番1号(愛宕小学校内)		
相手方	車両所有者	住所	(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	
		氏名		
事故の概要		令和4年10月26日午前9時45分頃、愛宕小学校校舎内部改造工事の現場立会のため、愛宕小学校敷地内の駐車スペースに庁用自動車をバックで駐車しようとした際に、バックギアにシフトチェンジができていないまま、アクセルを踏んだため前進してしまい、右前方に駐車していた相手方乗用車に接触し左後方部のバンパーを破損させ損害を与えたもの。		
損害の程度		相手方	人的損傷	なし
			物的損傷	左リヤバンパー 損害額 65,000円・・・(A)
		市側	人的損傷	なし
			物的損傷	なし
過失割合		相手方 なし	本市 10割・・・(B)	
損害賠償額 (A) × (B)		(物的損傷) 65,000円		

事故現場見取図



詳細図



相手側車両全景



相手側車両損傷部分
撮影方向

相手側車両損傷部分



左リヤバンパーの損傷